

# 高等教育の修学支援新制度「多子世帯の授業料減免」について

## 多子世帯の大学無償化とは

令和7年4月より、国が実施する「高等教育の修学支援新制度（給付奨学金・授業料減免）」の支援対象が拡大されました。多子世帯（扶養する子どもの数が3人以上の世帯）の学生に対して、大学の授業料等を、国が定める一定の額（私立大学の場合最大70万円）まで、所得制限なく減免される制度です。

### ◆注意事項◆

- ・所得制限はありませんが、資産要件があります。
- ・授業料減免は**年間最大70万円**です。**授業料含め学費が全額無償となる制度ではありません。**
- ・本制度は、指定期間に申請し、審査で採用となれば適用されます。**自動的に減免される制度ではありません。**
- ・毎年、扶養状況の審査があります。在学中に扶養する子どもの数が3人未満になった場合、対象外となります。
- ・毎年、学業成績判定があります。成績基準を満たさない場合、支援は打ち切れ通常授業料となります。

## 多子世帯の要件

生計維持者の扶養する子どもの数が3人以上の世帯が多子世帯に該当します。多子世帯に当てはまるか否かは、日本学生支援機構が判定します。判定は、申込者から提出されたマイナンバーによる住民税情報が使用されます。

- ・子どもの数が3人以上でも、就職やアルバイト等の収入により扶養から外れている場合はカウントされません。
- ・申請時点の扶養人数ではなく、申請時点で確定している住民税情報による扶養人数で判定されます（下表参照）。現時点の状況とタイムラグがあるため、2026年4月時点では扶養から外れていても、対象となる可能性があります。

申請時期（予定）	子どもの数の判定に用いる住民税情報
2026年春採用（4月頃）	<b>2024年12月31日時点</b>

## 制度の内容

- ◆多子世帯として採用された場合、上限70万円の授業料減免が適用されます。
- ◆多子世帯に加えて、世帯収入が給付奨学金の採用基準に該当する場合、給付奨学金も併せて支給されます。

収入目安	区分	給付奨学金	授業料減免額（最大）
～約270万円	第Ⅰ区分（多子世帯）	38,300円/月	700,000円/年
～約300万円	第Ⅱ区分（多子世帯）	25,600円/月	700,000円/年
～約380万円	第Ⅲ区分（多子世帯）	12,800円/月	700,000円/年
～約600万円	第Ⅳ区分（多子世帯）	9,600円/月	700,000円/年
所得制限なし	多子世帯	—	700,000円/年

## 申請方法

日本学生支援機構の給付奨学金を申し込む必要があります。

- 高等学校で予約採用手続きを行った場合 ▶ 入学後に本手続き（「進学届」提出）を行うことで正式に採用となります
- 高等学校で予約採用手続きを行っていない場合 ▶ 入学後（4月）に「在学採用」で申込みが可能です。4月上旬に説明会を実施します。

## 参考

本制度の詳細については、文部科学省HPをご確認ください。

文部科学省：高等教育の修学支援新制度

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/)

文部科学省：令和7年度からの奨学金制度の改正（多子世帯の大学等の授業料等無償化）に係るFAQ

[https://www.mext.go.jp/content/20240426-mxt\\_gakushi\\_100001505\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240426-mxt_gakushi_100001505_2.pdf)